

令和7年度第9回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日(水) 午後1時30分から午後3時37分
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	8番	濱田 香	会長職務代理者					
委員	1番	福田 淳一郎	委員	11番	河毛 早苗	長束 真帆	藏内 敏博	石谷 隆
〃	2番	中村 精	〃	12番	柳田 和	竹森 廣	福安 潔	川上 修
〃	3番	山田 準二	〃	13番	川上 信			
〃	4番	砂川 重雄	〃	14番				
〃	5番	建部 憲二	〃	15番				
〃	7番	小林 照美	〃	16番				
〃	9番	小林 光徳	〃	17番				
〃	10番	下田 義男	〃	19番				

4. 欠席委員 (1名)

委員 6番 田渕 緑

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 19名)

旧市	太田 忍	福部町	谷口 泰彦
邑美	竹内 七郎	河原町	荻原 誠
せんだい	猪口 洋司	〃	漆原 清志
〃	森本 寿夫	用瀬町	西村 勝
高草	前田 洋	佐治町	山下 増治
湖南	木浪 哲夫	気高町	角田 完
湖東	佐々木 文仁	〃	田中 清晴
〃	山根 一美	鹿野町	谷口 和人
国府町	山本 良文	青谷町	花原 伸幸
福部町	平林 秀庸		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 40 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 41 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 42 号 非農地証明について
- 議案第 43 号 鳥取市農用地利用集積等促進計画案について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

		開会：午後1時30分
川口局長		ただ今から、令和7年度第9回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長		まず、定足数の確認ですが、6番の田淵委員から欠席の連絡があり、委員18名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長		それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号2番 中村委員、3番 山田委員をお願いします。
議長		それでは、議事に入ります。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号52番から63番の12件でございます。 整理番号52番は、赤子田と河原町布袋で売買による所有権移転です。 整理番号53番は、大塚で売買による所有権移転です。 整理番号54番は、福部町湯山で売買による所有権移転です。 整理番号55番は、気高町宝木で売買による所有権移転です。 整理番号56番は、伏野で売買による所有権移転です。 整理番号57番は、青谷町青谷、青谷町養郷、青谷町奥崎で売買による所有権移転で、譲り受ける法人は、農地所有適格化法人の要件を満たしております。 整理番号58番は、鹿野町岡木で売買による所有権移転です。 整理番号59番は、佐治町古市で贈与による所有権移転です。 整理番号60番は、河原町北村で贈与による所有権移転です。 整理番号61番は、服部で贈与による所有権移転です。 整理番号62番は、馬場で売買による所有権移転です。 整理番号63番は、馬場で贈与による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議長		それでは、整理番号52番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻原委員		この案件は、前回保留されたため、2回現地確認を行いました。まず、11月6日に建部、河毛農業委員、有田推進委員、事務局2名、譲受人とその家族、譲渡人と私で行いました。申請内容が不明確だったため、再度詳しい内容で申請していただくことで、保留になりました。譲渡人が今回手放すのは、効率性を考え地元を中心に耕作したいという考えによるものです。引き続き2回目を11月25日に前回と同じメンバーで現地確認を行いました。5つの圃場のうち、4か所は水稻を。■■■は畑として作付けされます。農機具の田植機等については、リースをされる予定で、収穫は大型農家に依頼されるということです。植え付け、草刈り整備、水管理は、家族一丸となって行うということです。収穫した米は、自家用及び販売する予定で、購入希望者のあるようです。一連の作業の流れを考えても、十分可能だと判断しました。
議長		引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。

河 毛 委 員	荻原推進員の報告のとおりで、何ら問題ないと思います。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号5 2番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号5 3番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員	現確認を1 1月2 8日に山岡推進委員、事務局、譲受人を代表して1名の方と私で行いました。この案件は、9月に許可されましたが、登記をする際に6人で所有するならそれぞれの許可書が必要ということで、取り消され再度申請されたものです。 譲受人の6人で6ha ぐらい耕作されており、収穫期のコンバインと乾燥機は共同で作業をされております。以前から共同でやっておられますので、許可にあたり支障はないものと判断いたします。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号5 3番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号5 4番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員	1 2月5日に濱田会長、平林推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。集落の中にあり、道沿いに位置しています。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、申請の隣が譲受人の農地であり、申請地も譲受人が野菜を長年作っていたようです。許可することについては、問題ないと思います。
議 長	担当農業委員は、私ですが、問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号5 4番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号5 5番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田 中 委 員	1 2月5日に柳田農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。譲渡人と譲受人には1 1月2 9日に電話で確認しました。平成2 0年以降は譲受人が耕作されている

		<p>ということです。隣の田んぼも譲受人が作っているということです。自宅近くに農機具倉庫を事前に確認させていただき、現地確認の際に参加者で農機具を確認しました。申請地は稲刈り後でした。</p>
議	長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳 田 委 員		田中推進委員が詳しく説明されましたので、私からは補足はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号55番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号56番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		12月8日に川上農業委員、事務局、譲受人とその親族と私で現地確認を行いました。現地は農地復元が必要な農地ですが、譲受人は建設業を営んでおり、農地復元をされてから、玉ねぎやトマトなど栽培される予定です。水は会社の散水車を使って水を運ばれるそうです。管理機は借りる予定で、今後購入予定だそうです。転用はできない場所でありますので、資材置き場等にできない旨を指導しており、我々はパトロールしていきたいと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		佐々木推進委員の報告のとおりで、我々はパトロールして違反転用されないように確認していきたいと思います。譲受人の母親が、野菜作りを楽しみにされており、多分大丈夫だと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号56番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号57番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員		<p>大石推進委員が欠席ですので、担当地域について私が説明し、残りを花原推進委員と私がまた説明します。</p> <p>青谷町青谷地域の現地確認を11月27日から大石推進委員、花原推進委員、事務局、譲受人と私で行いました。申請地は、青谷地区でも良質な優良農地で、譲受人が今までは借り受けて耕作しており、譲渡人が県外在住のため、購入することになりました。譲受人は、青谷地区を代表する担い手であり、構成員は社長以下5名で耕作をされています。農作業従事日数も問題なく、農業機械もトラクター5台、田植え機2台、コンバイン3台、乾燥機等も所有し、農薬使用等についても、地域の基準を順守するという事です。</p>

議	長	引き続き、担当推進委員、花原委員の報告をお願いします。
花原委員		竹森農業委員が報告されたことがほとんどで、青谷町奥崎と養郷について報告します。申請地は、水田が一面に広がる一角にあり、すべて耕作されていました。以前から相談のあった農地で、今回話がまとまったようです。譲受人の状況については、竹森農業委員が報告されましたので、何ら問題ないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		現地の状況は、花原推進委員の報告のとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号57番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号58番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		12月3日に砂川農業委員と現地確認を行いました。譲渡人の父親の時には耕作をされておりましたが、農機具が更新できなくて今は耕作されていません。譲受人は、この地域に移住してきた人で、早期退職されて農業をしています。自宅にトラクターや田植え機があり、今回申請した農地は、自宅から500mぐらいの場所であり問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		私の方で追加することはありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号58番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号59番を審議します。担当推進委員、山下(増)委員の報告をお願いします。
山下(増)委員		現地確認を11月30日に福安農業委員、譲受人とその家族と私で行いました。国道沿いの集落の入り口のところに譲渡人の母屋があり、その近くに申請地があります。譲受人が母屋を買う予定になっており、併せて申請地も売買ということになったようです。現地は、柿畑と畑です。面積も小さく鋤で耕作できると範囲であり、チェックシートを確認しても問題ないと判断しました。
議	長	引き続き、担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。

福安委員	山下(増)推進委員から報告のとおり、何ら問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号59番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号60番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆原委員	12月2日に現地確認を行いました。申請地は、譲受人の自宅前の田んぼです。以前から譲受人が管理も兼ねて畑として耕作しておられるようです。譲受人の家族が退職されて本格的に畑をされたいようです。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号60番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号61番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前田委員	申請地は、譲受人の自宅近くであり、問題なく耕作されている。譲受人は同居の家族であり、3名共有名義で登記されます。譲受人の中の1名は、退職後に近くの農地の受け皿として引き受けている農家である方で、農機具も保有しておられますし、自宅からも近い圃場であり、チェックシートに照らし合わせても何ら問題になるようなことはないと思います。
議長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中村委員	前田推進委員の報告のとおり、何ら問題ございません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号61番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 譲受人が同一者ですので、整理番号62番と63番は一括して審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員	12月1日に下田農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。整理番号62番は売買。整理番号63番は、譲渡人は譲受人の息子です。譲渡人が耕作をされないので、父親への贈与です。譲受人は大型農機具を所有しており、適切に耕作を

		されており、問題ないと考えます。
議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		竹内推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号62番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号63番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります 続きまして議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号18番から20番と一時転用5番から7番の6件でございます。 整理番号18番、申請地は国府町神垣、転用目的は農産物等販売所、農地区分は小 集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は農業用施設 等です。 整理番号19番、申請地は鹿野町今市、転用目的は住宅建築、農地区分は管理設道 路沿道の区域に該当するので第3種農地と判断し、許可根拠は原則許可です。 整理番号20番、申請地は叶、転用目的は駐車場、農地区分は小集団の生産力の低 い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は代替地なしです。 整理番号一時転用5番と6番は、申請地は伏野、転用目的は砂利採取、農地区分は 農用地区域内農地と判断し、許可根拠は一時転用です。 整理番号一時転用7番、申請地は鹿野町岡木、転用目的は地盤調査、農地区分は農 用地区域内農地と判断し、許可根拠は一時転用です。
議	長	整理番号18番を審議します。担当推進委員、山本委員の報告をお願いします。
山 本 委 員		貸主と借主は親子関係で、息子さんが今回直売所をしたいということです。県道沿 いの遊休農地で問題ありません。プレハブ2棟と駐車場を整備され、1棟でメダカの 販売をしたいということです。チェックシートに照らしても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山 田 委 員		山本推進委員の報告のとおりで問題ないと思います。借主さんは地域おこしの意味 合いをもっておられており、集落の人も協力して販売するようです。成功するよう にイケたらいいなと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。

		整理番号18番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。
議	長	(異議なし) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。整理番号19番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		12月5日に砂川農業委員と現地確認を行いました。地目は畑ですが、耕作はされていなく、住宅建築ということです。隣地の農地や水路には影響は無く問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		谷口(和)推進委員の報告のとおり、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号19番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。
議	長	(異議なし) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。引き続き、整理番20番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太田委員		賃借人は、車全般の修理、点検や販売をしている会社です。賃貸人と賃借人は夫婦であり、賃貸人も会社の役員です。現地は国道53号線沿いで、取り扱う車も増えて手狭になったので、修理上裏の賃貸人所有地の一部を駐車場にするものです。現地確認を12月5日に蔵内農業委員、事務局、賃貸人と私で行いましたが、その時も車が多く置いてありました。工場の隣ということで問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、蔵内委員の報告をお願いします。
蔵内委員		太田推進委員の報告のとおりで、申請地の隣接地の方からも同意を得ており、周辺農地の営農に支障はなく許可することに問題ないと判断いたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号20番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。
議	長	(異議なし) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。引き続き、関連事業ですので、一時転用の整理番号5番と6番を一括して審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		12月5日に川上農業委員、事務局、賃貸人と私で現地確認を行いました。区域がわかるように支柱が打ってありました。この時期なので、雑草が生えている状況でした。これは4月に承認をいただいた案件なのですが、また申請をされたということで

		す。なぜ、新しい会社になったのか、一時転用の面積が縮小されたのか、砂利採取の責任者が以前業者の責任者なのによいのかを事務局から説明してください。一時転用の整理番号6番は、砂利採取を行うための仮設道路となります。我々は、近くで農業をしておられる方も支障がないとか、復元が適正に行われるのかということに注視していきたいと思います。		
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。		
川	上	委員	仮設道路を通して搬出するのであれば、土地改良区の許可があれば問題ないと思います。4月の許可を出しておいて、他の人が出てくることが釈然としないので、事務局に説明をしてもらい、審議により承認されるなら致し方ないと思います。	
議	長	事務局から補足説明をお願いします。		
事	務	局	川上農業委員、佐々木農業委員が説明されたとおり、4月に許可相当とされました案件ですが、その時の業者は事業ができなくなったと、取り下げされました。その後、今回の業者による申請がされたもので、今回の業者も砂利採取業の県知事認可を得ている業者です。砂利採取責任者は同じ方ですが、前の業者から今回の業者に変わったと聞いております。以前の問題があったことから、1筆分減らして今回の申請となったようです。県に砂利採取法の申請をされて審査中ということです。以上のことから問題ないと判断しております。	
佐	々	委	員	会社は変わっているように見えるが、表紙を変えただけではなかと考えています。また、現地確認の際にも、代表者の方には、経緯がある場所であるから、住民の方々に対して、県と市に相談しながら防砂対策などで、砂嵐がくることへの対応を考えていきたいと伝えています。
議	長	質疑・意見はございませんか。		
中	村	委	員	法人登記はどうなっているのか。
事	務	局	個人経営であり、法人登記はされていない事業者です。	
柳	田	委	員	県は審査中ということですから、農業委員会が勝手に許可したということになりかねないので、保留しては。
事	務	局	この案件は、県と農業委員会で同日許可になりますので、どちらかが先に許可することはありません。	
議	長	審査資料で、近隣の農家への影響が及ばさないとか、近隣の住宅へ砂嵐が来るようなことが無いようにすることになっています。		
事	務	局	農業委員会は、農地法上での審議になります。 あくまでも、近隣住宅への影響は砂利採取法であり、この場合は、近隣の営農状況に問題は無いということになります。	
竹	森	委	員	個人経営だということで、万が一に原状回復されてないことがあったらどうなるのか。
事	務	局	鳥取砂利採取業協同組合からの保証書が提出されています。	
建	部	委	員	担当農業委員、推進委員は、賛成か反対をどう思われていますか。

佐々木委員	前回からの流れを口頭でなく、紙でいただきましたかった。4月に審議していただいたのに取り下げされたとか、同じ住所の別の会社になったとか、前回より1筆減らされているとかが不思議ですから。
川上委員	佐々木推進委員と同様に、なぜ取り下げられ別の会社で申請されたのかを疑義に思ったところです。
竹森委員	会長と事務局長も一緒に聞いてみてはどうか。
議長	資料は揃っていますし、事務局でも確認に行っていますので、この案件は農地法に照らし合わせてどうかということに集中して審査しては。この案件が許可相当の案件かどうかということを審議していただきたい。
竹森委員	担当農業委員に疑義あるなら、賛成とは言えない。
蔵内委員	賃貸人の一人の土地が、3条申請されて許可したものだと思いますが、許可からそんなに経過していないことも疑義になっているかと思いますが。
佐々木委員	農業をすると行って買われた土地で、私と川上農業委員で確認した際にその時も一作は必ずしてくださいと伝えています。その時も立木などがあり荒れている農地だが、整地して農業をされるということを報告しています。
事務局	この案件はあくまでも一時転用であり、砂利採取後に埋め戻し農地復元されて、農業することが確約されています。また、以前も報告していますが、畑灌更新の対象地となっています。湖東大浜土地改良区の農道も含まれており、道路復旧と併せて畑灌を設置して、奥の畑への接続が復元の条件となっています。
議長	そのような確約があることを説明されましたが、農地復元後は良い状況の農地ができるということです。
竹森委員	担当は知っていますか。
佐々木委員	知っています。
建部委員	許可日から1年間で、延長はできないで許可することはどうでしょうか。
事務局	あくまでも、砂利採取法の許可が1年間であるために1年間としており、延長は可能で、農地法上で農振農用地ですから最大3年間の延長が可能ということになります。
佐々木委員	3年を超過しているところもある。
事務局	佐々木委員の言われたとおり、農地復元が遅れているところはあります。
議長	畑管の設備を設置することが、復元の条件になっているなら県もしっかりと指導されると思います。
福安委員	事務局は書類上問題なしで、農業委員として農地法からの観点から、今のところで判断する場合、許可してもいいではないかと思います。
竹森委員	農地法に適合している内容だと思いますので、許可で問題ないと思います。
中村委員	■■■は、農地復元されていますか。

事務局	予定より遅れておりますが、先般、川上委員と佐々木推進委員で復元状況を確認して、表砂を入れる状態となっております。
山田委員	チェックシートの「周辺の営農状況に支障はないか」、「無断転用地ではないか」の項目があるのですがどうでしょうか。
事務局	隣接農地の所有者からは同意を得ておられますし、雑木は伐採されており、耕作できる状況であります。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号一時転用5番と6番につきまして一括して、原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号一時転用7番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員	12月5日に砂川農業委員と現地確認を行いました。この案件は、店舗建築されるためのボーリング調査をするための一時転用です。
議長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員	ドラッグストアの進出を聞いておりました。申請より先に県外ナンバーの車が来て作業されており、作業員から話を聞いたら地盤調査であることを聞いて、事務局に確認して、申請がされていないとわかり、申請してもらうように指導した案件です。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号一時転用7番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります 引き続き議案第42号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号98番と100番から108番の10件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長	整理番号98番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員	11月28日に山岡推進委員、事務局、代理人と私で現地確認を行いました。現地は、40年以上前から耕作されず、集落内から山や堤に向かう通作路・林道として利用されており、平成28年にコンクリート舗装されて皆さんが使う道路となっております。

		り、原状復帰は難しいと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号98番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号100番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木 浪 委 員		8月28日に福田(淳)農業委員、事務局と私で周辺の現地確認し、今回の申請に伴い12月3日に現地確認を行いました。山の中腹にあり、水の便も悪いところです。この農地の上に上水道用のタンクがあり、耕作には向いていないところですので、やむを得ないと判断いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号100番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号101番を審議します。担当農業委員、長束委員の報告をお願いします。
長 束 委 員		12月1日に福田(明)推進委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。昭和51年に集落の防火水槽が設置されたことで農地としては利用できない状態です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号101番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号102番を審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西 村 委 員		12月1日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。50年前から隣接する住宅と一体利用されており、畑地として利用されておらず、非農地で妥当です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号102番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号103番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。

		す。
山根(一)委員		11月28日に川上農業委員、事務局、代理人と私で現地確認を行いました。現在は、申請者と別の方が住んでいる玄関先で、昭和の頃から住宅敷地の一部として利用されており、転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号103番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号104番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平林委員		12月5日に濱田会長、谷口(泰)推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は、県道から農道に入った所で、奥に墓地、手前に集落排水の処理場です。公共事業の資材置き場として利用され、現状のまま返還されたため、20年以上前から管理も耕作もしておらず、現在は荒廃しており、非農地で問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号104番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号105番を審議します。担当推進委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		12月1日に建部農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は、20年以上前から耕作をされておらず、現在は山林化しており、自然潰廃した土地で、農地への復元は困難な土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号105番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号106番を審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森本委員		12月1日に建部農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は、約50年前から進入路がなく周辺も耕作不能なため、荒廃しております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。

		整理番号106番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号107番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。
角 田 委 員		12月1日に石谷農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は、20年 以上前から耕作をしておらず、原野化しております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号107番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号108番を審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西 村 委 員		12月1日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局、申請人と私で現地確認を 行いました。50年以上前から耕作をしておらず、現在は山林・原野化している状況 で、農地への復旧が困難な土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号108番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第42号「非農地証明について」を終了します。 引き続き、議案第43号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とし ます。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取 市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くもの です。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用する農 地の面積は、田228,539.38㎡、畑が11,936㎡、樹園地等が3,410 ㎡の合計243,885.38㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権54件、 使用貸借による権利155件の合計209件となっております。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、 特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第43号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定する ことに異議ございませんか。 (異議なし)

議	<p>長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	<p>長 以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和7年度 第9回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後3時37分</p>